

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 8 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	担当部局	地球環境局
		評価者	総務課長 清水 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及
施策(節)	4 節	1 地球環境保全等に関する国際協力の推進	施策(節)	9 節	国際的取組に係る施策
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 国際社会での持続可能な開発に向けた取組にイニシアティブ(先導的役割)を發揮するとともに、貿易と環境の相互支持性を強化する。 世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関し、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に貢献する。アジア太平洋地域における持続可能な開発に向けた科学的ツール等の開発・提供により、我が国の国際的な貢献を行う。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,616.363	1,878.139	1,730.092	
	一般会計	1,616.363	1,878.139	1,730.092	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

地球環境保全に関して、国連、G8、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化の環境影響評価手法の検討、他国の協定のレビュー等、経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行った。 森林の保全や砂漠化対策については、モデル事業の実施とその成果報告等、また、南極地域の環境保全等の分野については、責任附属書の作成に関する議論への積極的な参加等により、国際的な環境政策の推進に寄与した。

残された課題・新たな課題

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施。また、海外広報の充実。さらに、EPA の協力案件にもなっている環境影響評価手法の検討等政策研究を行う。 「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進及び国連砂漠と砂漠化に関する国際年に定められている 2006 年に国民に対する普及啓発の推進 南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月に採択)への対応、法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。
--

今後の取組

引き続き、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、環境影響評価手法の検討を行うことを始めとし、これまでの事業を充実させる。 環境面からの「持続可能な森林経営」、また、木材輸入国側の観点からの違法伐採対策の調査、検討を行う。 砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組を今後も継続的に進めていく。また、国連砂漠と砂漠化に関する国際年の記念シンポジウムを開催し、砂漠化の現状及びその対策を国民に対し普及啓発する。 南極基地でモニタリングするための技術指針の作成、関係省庁と協力して責任附属書への対応検討、関係団体への説明会の開催等普及啓発を一層進める。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
	機構要求を図る	
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	国連森林フォーラム、生物多様性条約、砂漠化対処条約等に基づき、違法伐採対策等を含め、森林の保全や砂漠化の対処について積極的に国際的な貢献を行う。
達成状況	<p>森林の保全及び砂漠化対策については、学識経験者等の知見を活用して、対策手法について調査・検討を行い、その成果を踏まえ国際会議等での議論の場で成果・意見等を報告するなど、積極的に貢献した。</p> <p>関係省庁との連携の下、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における森林保全に係る議論に積極的に参加した。</p> <p>国連森林フォーラムにおける森林に関する国際的枠組みについての議論に貢献するため、森林分野の行動規範の分析や、生物多様性条約における森林に関する議論の分析等を行った。</p> <p>違法伐採問題について、海外の先進木材輸入国等の取組状況等の調査を行った。</p> <p>北東アジアを対象に、統合的生態系管理を通じた砂漠化対策のパイロットスタディ(モデル形成)等について検討した。</p> <p>伝統的知識が生きている砂漠化対処のための在来技術・簡易技術について、他地域への移転手法及びその活用方法等を検討した。</p>

下位目標 2	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。					
指標の名称	南極環境保護法に基づく手続き率					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	%	83.2	68.3	調査中(H18.8)		100
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	<p>南極地域における活動に必要な確認及び届出制度の運用を通じて、議定書及び国内担保法(南極環境保護法平成 11 年 1 月全面施行)の着実な施行を図った。</p> <p>議定書に基づく国際的な動向への対応については、平成 17 年 6 月に南極条約協議国会議で採択された、新規南極特別保護地区の指定等の保護施策の強化に対応し、南極環境保護法施行規則を改正(平成 17 年 9 月)した。また、環境上の緊急事態から生ずる責任に関する附属書が同会議で採択されたことを受け、その対応を検討した。</p> <p>国内担保法の施行については、ホームページや関係団体への説明会等を通じて、確認・届出手続き及び環境保護に関する普及啓発を推進したが、手続き率は 83%から 68%へ低下しており、引き続き、一層の普及啓発に係る取組が必要。</p>					

下位目標 3	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用した地球変動研究の促進及びアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)による政策研究の推進を図る。
達成状況	<p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の枠組みを活用し、最大の拠出国としてアジア太平洋地域における地球環境研究について多くの課題を支援し、その推進に寄与した。</p> <p>平成 17 年度の公募型のプロジェクトでは、国際共同研究プロジェクト 25 課題、ヨハネスブルグサミットにおけるパートナーシップの一つである、「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」では、気候変動や水・食糧安全に関連する科学的な能力向上プロジェクト 9 課題、有力研究者による国際共同研究プロジェクト 2 課題を実施、途上国の地球変動に関する科学的な能力の開発を着実に推進した。</p> <p>アジア太平洋環境イノベーション戦略(APEIS)は、第 I フェーズ(平成 14~16 年度)において、アジア太平洋地域の持続可能な開発のための政策決定を支援するため、衛星データ等を活用した統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルによる分析・評価、革新的な戦略オプションの開発を行った。平成 17 年 6 月開催の第 13 回エコアジアにおいて、その成果をアジア太平洋地域の政策決定者に発信し、平成 17 年度から第 II フェーズを開始することが合意されたことを受け、引き続き前述の研究を推進し、積極的に成果を発信した。</p>

下位目標 4	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)、UNCRD(国連地域開発センター)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。
達成状況	我が国が支援している IPCC イベントリータスクフォースの技術支援組織において、森林等の温室効果ガス吸収量の良好手法指針に即し、2006 年の IPCC ガイドラインの策定に向けた作業が進められた。また、IGES では第 3 期戦略(平成 16～18 年度)の中間年として、戦略研究の充実を図るとともに国際機関化を目指し、国際的な研究機関、研究者とのパートナーシップの形成に向けた取組が進められている。

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

ヨハネスブルグサミットにおいても確認されたように、地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動により土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に施行し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。APN に対する支援、活用や、APEIS の推進による、科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発・提供は、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けて、我が国が主体的に取り組む必要がある。IPCC、IGES のような国際的に高く評価されている機関を支援することは、国際的な貢献と連携の確保という観点から積極的に推進する必要がある。

【有効性】

地球環境保全に関して、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイトの開設等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。他国の締結している EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップへの参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等へ積極的に関与するなどにより南極地域の環境保全が適切に行われた。APN の活動の一環である CAPaBLE は、アジア太平洋地域における地球温暖化に関する科学的能力の向上に大きく貢献した。また、APEIS が開発・提供する科学的ツールや政策オプションは、アジア太平洋地域各国の政策形成・実施に活用することが期待される。2007 年に公表予定の IPCC 第 4 次評価報告書を始め、IPCC、IGES 等による成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での重要な科学的基礎を構築した。

【効率性】

地球環境保全に関しては、一国のみでの取組みには限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報を海外に提供するとともに、国連、G8、OECD、エコアジア等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことは、地球環境保全のための効率的な問題解決の手法である。WTO 交渉の論点を整理し、また EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。
 政策決定プロセスに科学的知見を活用するため、既存のネットワークである APN やエコアジア(APEIS の成果のインプットを行う)等の政策対話の枠組みを活用することで、少ないコストで高い効果が見込まれる。
 IPCC、IGES の成果物は、地球環境問題への対策を講じる上での科学的基礎として、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理し、下位目標 2 及び 3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とし、下位目標 5 及び 6 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

平成 17 年 7 月の G8 グレンイーグルズサミットにおいて発表された「日本政府の気候変動イニシャティブ」に、地球観測・気候変動監視の推進及びアジア・太平洋地域での途上国協力が実施すること、また違法伐採対策が盛り込まれ、APN を通じた、地球変動研究の推進や途上国専門家の能力開発を目指すことが述べられている。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)(違法伐採対策)

主な関係省庁: 外務省・林野庁

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)

砂漠化対処条約(1994 年 6 月採択、1996 年 12 月発効)

生物多様性条約(1992 年 5 月採択、1993 年 12 月発効)

南極地域の環境の保護に関する法律(平成 9 年法律第 61 号)

下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初			H18 当初			H19 反映		
目標	国際会議等派遣等経費	166,234			151,795					
	二国間国際会議関係経費	22,623			18,000					
	経済協力開発機構分担金	14,001			12,769					
	経済協力開発機構拠出金	35,496			35,496					
	国際連合環境計画拠出金	172,805			167,621					
	内外の環境情報の管理推進費	13,130			12,578					
	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	107,000			98,001					
	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	161,066			142,146					
	国際連合地域開発センター拠出金	30,000			30,000					
	ヨハネスブルグサミットを契機とした持続可能な開発の取組総合推進費	64,559			33,648					
	貿易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	6,360			5,000					
	G8 環境大臣会合開催準備等経費	-			-					新
	1	熱帯林等森林保全対策調査経費	17,827			20,213				
	砂漠化防止対策調査経費	19,510			18,438					
2	南極地域自然環境保全対策費	12,496			11,092					
	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費	-			17,652					
	南極条約事務局拠出金	1,716			1,239					
3	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	124,011			124,011					
	アジア太平洋地域環境イノベーション戦略推進費[第IIフェーズ](APEIS-II)	93,210			72,213					
4	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金	16,020			15,840					
	地球環境戦略研究機関拠出金	550,000			550,000					

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 8 - (1) 地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	下位目標 2
指標名	南極環境保護法に基づく手続き率	
指標の解説	確認申請及び届出で把握される南極渡航者数の日本人南極観光旅行者推定数に対する割合	
評価に用いた 資料等	地球環境局環境保全対策課資料(インターネット非公開) 国際南極旅行協会資料(インターネット公開 http://image.zenn.net/REPLACE/CLIENT/1000037/1000116/application/pdf/touristsbynationality_landed1.pdf)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---